○厚生労働省告示第百三十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十五条の十の規定により、次の指定試験機関に対し、試験事務の一部を休止する許可をしたので、同法第百十二条の二第一項第七号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の三十八の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月六日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　名称　財団法人安全衛生技術試験協会

二　主たる事務所の所在地　東京都千代田区西神田三丁目八番一号

三　休止する試験事務の範囲　東北安全衛生技術センターにおいて行う労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第六十九条各号に掲げる免許試験の実施に関する事務

四　休止する年月日及びその期間　免許試験のうち次の表の上欄に掲げる試験の実施に関する事務に応じ、同表の下欄に掲げる年月日及び期間

学科試験	平成二十三年三月十五日から同年四月三十日まで
実技試験	平成二十三年三月十五日から同年九月三十日まで

○農林水産省告示第七百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年三月二十二日　第九十五号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社北海道有機認証センター　北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地一

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

島根県浜田市旭町都川二五五二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県伊佐市大口里字諏訪山一八〇八の一、一八〇九、字新城一八二五、一八二八の一・一八三四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字城山三一四〇の一、三一四〇の五、大口篠原字不動下一七七一の一、一七七一の二、一七七一の五、大口白木字平道一二七九の三、一二八一の三・大口曽木字山城二二五〇の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二五〇の一三、二二五〇の一四、大口田代字迫間三五七の四、三五九の三、字石森一三七九の二、一三八〇、字上原一四〇〇の三、大口針持字板附一六五一の七、字長一七七一の六、一七七一の三〇、一七七八、字松尾三〇三七の一七、三〇三七の二二、三〇三七の四三、三〇三七の四八、三〇三七の一一〇、三〇三七の一一二、字山畑三三〇七の一五・三三〇九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三〇九の二、字菖蒲迫三二六三の二三、三二六三の二五、三二六三の二九、三二八九の八、三二八九の四四、三二八九の六八、字尾元草三三九三の一四六、三三九三の一七三、字水洗田三八六九の一三、三八七三の一（次の図に示す部分に限る。）、三八七四の四、字井手久保三九七九の二、字上場四〇〇四の一五、大口平出水字春田二五七の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二五七の一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二五八の二、二五八の四（国有林）、二五八の七から二五八の一〇まで、二五八の五〇（国有林）、二五九の二（次の図に示す部分に限る。）、二六〇の一、二六〇の二、二六〇の三（国有林）、字谷口二〇一一の五、二〇一一の一〇、大口宮人字東三八八、字太郎迫一七二六の一二、大口山野字高野二七九三の一、二七九四の一、二八五六の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十三年四月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府茨木市安元

七〇番一　一号及び二号

一〇六八番　三号

一六二番一　四号

一二四五番　五号

八七番二　六号

一一〇九番　七号

一一〇八番　八号

一一二四番　九号

八三番八　十番

八三番二　十一番

八四番　十二号

一〇二番二　十三号

一〇八番　十四号

一二八番　十五号

二　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱十六号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十六号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域